

令和5年7月6日

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は 109 件、うち重大事故等として通知された事案 25 件でした。

概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案（109 件）

- (1) 関係行政機関より91件（食品－56件、製品－33件、運輸－1件、役務－1件）
- (2) 地方公共団体等より 18 件（製品－3 件、役務－15 件）
- (3) 消費者安全調査委員会（消費者庁）より 0 件

2. 重大事故等として通知された事案（25 件）

- (1) 関係行政機関より 19 件
 - 経済産業省に報告のあった製品事故の情報（1 件）
 - 国土交通省に報告のあった運輸事故の情報（1 件）
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故の情報（17 件）
- (2) 地方公共団体等より 6 件
 - 製品事故の情報（2 件）
 - 役務事故の情報（4 件）
- (3) 消費者安全調査委員会（消費者庁）より 0 件

注：これら事案の情報については、被害の発生又は拡大の防止に資すため、関係省庁とも共有する予定。

3. 特記事項

別紙「関係行政機関及び地方公共団体等からの通知」備考欄に記載されたリコール情報については、詳細を「消費者庁リコール情報サイト」で確認することができます。以下のウェブサイトにアクセスして御利用ください。

「消費者庁リコール情報サイト」ウェブサイト

PC・携帯 <https://www.recall.caa.go.jp/>

4. 留意事項

これらは、消費者安全法第12条第1項又は第2項及び第29条第1項又は第2項の規定に基づく通知内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

＜本件に関する問い合わせ先＞

消費者庁消費者安全課 三宅、石井

TEL : 03(3507)9263（直通）

URL : <https://www.caa.go.jp/>

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

■関係行政機関からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230626-02	令和5年5月11日	令和5年6月26日	太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)	火災	当該太陽電池モジュール(太陽光発電システム用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
G1230626-03	令和5年6月8日	令和5年6月26日	携帯電話機(スマートフォン)	火災	当該携帯電話機(スマートフォン)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
G1230626-06	令和5年6月17日	令和5年6月26日	洗面化粧台	火災	当該洗面化粧台を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	京都府	
G1230626-07	令和5年6月20日	令和5年6月26日	軽自動車	火災	当該軽自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	福島県	
G1230626-08	令和5年6月21日	令和5年6月26日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
G1230627-01	令和5年5月16日	令和5年6月27日	リチウム電池内蔵充電器	火災	駐車場で車両内に置いていた当該リチウム電池内蔵充電器及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和5年6月23日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1230627-02	令和5年5月30日	令和5年6月27日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
G1230627-05	令和5年6月19日	令和5年6月27日	エアコン(室外機)	火災	当該エアコン(室外機)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
G1230628-01	令和5年5月5日	令和5年6月28日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車から出火する火災が発生。	埼玉県	
G1230628-04	令和5年6月10日	令和5年6月28日	バッテリー(自動二輪車用)	火災	当該バッテリー(自動二輪車用)を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
G1230628-05	令和5年6月13日	令和5年6月28日	バッテリー(リチウムイオン、ファン付衣類用)	火災	駐車場で車両の荷台に置いていた当該バッテリー(リチウムイオン、ファン付衣類用)及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和5年6月27日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
G1230628-09	令和5年6月22日	令和5年6月28日	石油ふろがま	火災	当該石油ふろがまを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	茨城県	
G1230628-10	令和5年6月23日	令和5年6月28日	除湿乾燥機	火災	当該除湿乾燥機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
E3230629-01	令和5年6月29日	令和5年6月29日	運輸サービス(乗合バス)	重傷1名(90歳代)	当該乗合バスが運行中、バス停で停車するため制動を掛けたところ、動き出した荷物を止めようと立ち上がった乗客が転倒し、左肩を骨折する重傷。	山口県	
G1230629-01	令和5年5月30日	令和5年6月29日	電気こんろ	火災	当該電気こんろから出火する火災が発生。	大阪府	
G1230629-02	令和5年6月18日	令和5年6月29日	電気衣類乾燥機	火災	当該電気衣類乾燥機を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
G1230629-05	令和5年6月21日	令和5年6月29日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該リチウム電池内蔵充電器を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	宮崎県	
G1230629-06	令和5年6月22日	令和5年6月29日	照明器具	火災	当該照明器具を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
D2230630-01	令和5年6月24日	令和5年6月30日	ソフトコード(迅速継手なし)	火災	一般住宅において、当該ソフトコード(迅速継手なし)のガス栓接続部の一部焦げ及びその周辺を熔解する火災が発生し、原因を調査中。	茨城県	

※ 管理番号:経済産業省(D)、国土交通省(E)、総務省消防庁(G)から通知のあったもの

別紙

■地方公共団体等からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
230626-013	令和5年6月7日	令和5年6月26日	介護サービス	死亡1名(80歳代)	介護事業所の訪問介護において、食事介助中、利用者から痰が絡む音がしていたが、職員がそのまま食事介助を続けたところ、当該利用者がむせて様子に異常が見られたため、病院に救急搬送したが、翌日、死亡が確認された。	大阪府	
230626-014	令和5年5月7日	令和5年6月26日	介護サービス	重傷1名(70歳代)	介護施設において、車椅子からベッドに移乗介助する際に、職員が当該車椅子のフットレストを外さずに、利用者を移乗したところ、当該フットレストが右下腿外側にあたり、右脛骨近位端骨折の重傷。なお、当該利用者の介助は、本来二人体制で行い、移乗介助機器を使用することになっていたが、当該職員は認識していなかった。	大阪府	
230626-015	令和5年5月22日	令和5年6月26日	介護サービス	重傷1名(90歳代)	介護施設において、介護リフトを用いて、車椅子からベッドに移乗介助する際に、職員が利用者の足を持ち上げたところ、当該利用者が車椅子よりずり落ちそうになり当該職員が抱きかかえた際に、右足第3、4、5指を骨折する重傷。なお、ずり落ちの原因是、当該車椅子のリクライニングを倒さず、当該利用者を車椅子に浅く座った状態で足を持ち上げたためである。	大阪府	
230627-074	令和5年2月2日	令和5年6月27日	折りたたみ自転車	重傷1名	当該折りたたみ自転車で走行中、折りたたみフレーム接続部が破断し、顔面から転倒し、上頸前歯部歯槽骨骨折等の重傷。	千葉県	

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生 都道府県	備考
230627-075	令和5年1月21日	令和5年6月27日	電気蓄熱式湯たんぽ	重傷1名	当該電気蓄熱式湯たんぽを蓄熱中、当該製品が破裂し、内容部がかかり、火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	令和5年2月14日に消費生活用製品の重大製品事故として公表済
230628-009	令和5年1月21日	令和5年6月28日	保育サービス	重傷1名(2歳)	保育施設の園庭において、他児が操縦する三輪車(二人乗り用)の後方に幼児が乗り、その状態で別の他児が当該三輪車を押したところ、当該三輪車と共に当該幼児が倒れ、左前腕骨折の重傷。なお、当該幼児は当該三輪車の対象年齢に達していなかった。	鹿児島県	